

監査公表第18号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成27年12月24日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の実施日

平成27年11月27日（金）

2 監査の対象

敦賀市農産物直売所

指定管理者 敦賀市農産物直売の会

主管課 産業経済部農林水産振興課

3 監査の方法

平成26年4月1日から平成27年10月31日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。

4 監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の管理に係る出納その他の事務については、事業報告書及び使用許可書、財務事務の執行等を審査した結果、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、次の事項については、改善等が必要と認められるので、指定管理者及び主管課においては、適正な措置等をとられたい。

(1) 利用料金について

指定管理者は、利用者が利用料金の免除を受けようとする場合、敦賀市農産物直売所の設置及び管理に関する条例及び敦賀市農産物直売所の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき、主管課と協議し、利用者に対し利用料金の額の決定をしていただきたい。

(2) 緊急時対策時の対応マニュアルについて

防犯マニュアルはもちろんのこと、施設内の来店者や従業員が、災害の発生時に、即時かつ一斉に避難出来るようシミュレーションを描き、避難マニュアルの作成をしていただきたい。

(3) 会計処理について

指定管理者は、事業決算において、事業分量配当金及び出資金の配当処理によって、指定管理料にも影響がおよぶので、主管課と協議、指導のもとで適正な経理執行に努められたい。

(4) 備品の管理について

備品台帳に記載されている物品が存在しない、備品表示票が物品に貼付されていないなど見受けられたので、備品台帳との再点検を実施し、市で購入した物品、指定管理者で新たに購入した物品、個人的に持参した物品との区別を明白にし、適正な備品の管理を徹底し、次の指定管理者に引き継げるよう心掛けをしていただきたい。